

庁達第6号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市ICT戦略推進本部規程（令和2年庁達第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

別表第1中「市長公室長」を「政策局長」に、「子ども青少年局長」を「こども青少年局長」に、「教育次長」を「教育次長
教育施設技術監」に改める。

別表第2中「共創・データ連携推進担当課長」を「データ活用推進担当課長」に、「観光企画課長」を「文化観光企画課長」に、「子ども企画課長」を「こども企画課長」に、「産業企画課長」を「産業成長推進課長」に、「西区役所政策推進室長」を「西区役所企画総務課長」に、「南区役所スマート区役所担当課長」を「南区役所企画総務課長」に、「出納課長」を「会計課長」に、「学校ICT化推進室長」を「学校ICT推進課長」に改める。

別表第3中 「健康福祉総務課長
生活援護管理課長」を「健康福祉総務課長」に、「障害者更生相談所
健康医療政策課長
健康推進課長
長」を「障害者更生相談所長」に、「子ども育成課長
子ども家庭課長」を「こども家庭課長」に、「学
務課長
挙管理委員会事務局次長」を「学務課長」に改める。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。